

器具及び容器包装の輸入について

In Japan, importer who intends to import apparatuses or containers and packaging or the raw materials, thereof to serve for the purpose of marketing or to be used in business, must confirm the standards and criteria under the Food Sanitation Act.

When you intend to undergo self-inspection of the products for which an import notification has not been made, it is necessary to satisfy certain requirements.

The test samples should be sent unopened from the manufacturer directly to the registered Laboratory, with the documents which can identify the products.

The following flow shows the steps to follow above procedure.

販売などの営業用に食品用器具を日本に輸入する者はその商品が食品衛生法の規格基準に適合していることを確認しなくてはなりません。

輸入届出を行っていないサンプルによる自主検査を希望する場合は、検体が製造者又は輸出者のいずれかから登録検査機関に未開封で直送されたものであること、検体を特定するための書類が添付されていることなどの要件を満たすことが必要です。

JFRLでの試験申込みから成績書発行までの流れを示します。

工程	製造者又は輸出者	輸入者(国内)	日本食品分析センター (JFRL)
1 事前相談 	製造者、輸出者又は輸入者(国内)は次の 情報をご提供下さい 。 ① 食品が触れる部分(試験部位) ② ①の部位についての材質情報 (ガラス, ポリエチレン、シリコーンゴム等、) ③ ①の部位の形状及び大きさ cm が分かる画像や図面		試験内容お見積り ・ 該当規格(試験項目) ⇒ ・ 検体必要量 ・ 分析料金 ・ 試験期間
2 関係書類の用意 	必要書類原稿をメールで JFRL までお送り下さい。 書類内容は次ページを参照下さい。 "Required Documents and Information List"	分析試験依頼書(品目登録用) を事前に JFRL までお送り下さい。	⇒ 書類内容の事前確認。
3 試験用検体の用意 	試験内容見積りに従い、試験必要な部位について必要量をご用意下さい。	試験用検体を製造者又は輸出者にお手配下さい。	***
4 試験用検体及び関係書類の送付 	検体に関係書類を同梱し、 JFRL に未開封で直送をお願いします。	検体及び関係書類が製造者・製造所・輸出者のいずれかから JFRL に未開封で直送されるようお手配下さい。	⇒ 検体及び関係書類到着後、試験開始。 検体又は書類に不備がある場合には、試験が開始できない場合がございます。
5 試験実施 	***	***	試験期間は 2 週間程度。
6 試験成績書発行	***	***	ご依頼者(輸入者)様に試験成績書を発行。

必要書類について

日本語又は英語で作成願います。

書類

分析試験依頼書 (輸入者 → JFRL)	JFRL ホームページよりダウンロード可能です。 http://www.jfrl.or.jp/item/files/import_irai_hinmoku.pdf
インボイス及び送付状 (製造者又は輸出者 → JFRL)	送り先名称 "Japan Food Research Laboratories"
	送り先住所 Japan Food Research Laboratories Head office, Section of Business Affairs II 52-1 Motoyoyogi-cho, Shibuya-ku, Tokyo 151-0062, Japan TEL: +81-3-3469-7131

関係書類内容：書類例参照(Product specification sheet、List of constitution parts 等)

① 品名及びブランド名	商品が特定できる名称
② 品番	商品固有の品番 (必須事項)
③ JAN コード (EAN コード)	日本工業規格(JIS)制定の標準商品表示でバーコードとして商品などに表示されるもの。取得済みの場合には記載要。
④ 製造所名及び住所	省略せず正式名称での記載
⑤ 製造者名及び住所	省略せず正式名称での記載
⑥ 輸出者名及び住所	製造所及び製造者以外から発送される場合、輸出者名及び住所の記載要
⑦ 輸入者名及び住所	国内の輸入者名及び住所
⑧ カラー写真	検体の色及び形状の外観情報が分かるカラー画像(モノクロ不可)
⑨ 展開図	複数の部品で構成されている製品の場合には、製品と部品の関連性を示す展開図などの図面要
⑩ 材質名及び色	材質名例：ポリプロピレン、ポリエチレン、ABS、シリコンゴム、ガラス等
⑪ 同材質証明	<p>代表検体扱い</p> <p>製品又は部品について、同一製造者・原材料(材質、配合)・同色で形状のみが異なる場合、いずれか1製品(部品)を代表検体として検査を実施し、他の製品(部品)については検査を省略することが可能です。</p> <p>製造所等が作成した同材質証明(同一製造者、原材料、同色であることを明記した書類)をご用意下さい。</p> <p>添付書類例 "Certificate of the use of the same materials" をご参照下さい。</p>

必要書類原稿及び製品情報はメールで JFRL までお送り下さい。email: importing-tk@jfrl.or.jp